



200 飼養管理編



「畜舎設計規準」の規制緩和を活用しよう

— 堆肥舎建設コストの削減が可能 —

徳永 隆一

1 畜舎設計規準緩和の経緯と背景

建築物の安全基準等を定めている建築基準法は、畜舎（堆肥舎、付帯施設を含む）に対しても、原則的には住宅など一般の建築物と同様にさまざまな規制が設けられている。しかし、畜舎は居住区から離れており、構造や用途も異なっている。また、一般住宅やオフィスと比較して、人間の滞在強度（滞在する密度、頻度）が小さいことなどを勘案して、平成9年3月に「畜舎設計規準」が制定された。この規準では、①外壁への不燃材料使用義務の免除、②防火壁の設置義務の免除、③地域で20～50年に一度の最大積雪量（7日間）に耐える構造、④地域の風の強さを反映した耐風構造などの緩和措置が盛り込まれた。しかし、畜舎と堆肥舎を明確に区分する規定にはなっていなかった。

今回（平成12年5月）、再度改正された「畜舎設計規準」の背景の一つとして、「家畜排せつ物法」が施行され、畜産経営体は猶予期間内に家畜排せつ物の適正な管理・処理することが義務づけられたことにより、堆肥舎等の整備が求められるようになった。

そこで、従来の畜舎設計規準に基づいた堆肥舎は建設費用が高くなるため、低コスト化を目的に、大幅な規制緩和措置を導入することになった。

2 畜舎設計規準の適用範囲

(1) 適用条件

- ①建設地は市街化区域以外とする。
- ②隣接境界線等から、平屋は3m以上、2階は5m以上離れて建築すること。
- ③高さは13m以下、軒高は9m以下とする。
- ④柱間隔を15m以下とする。
- ⑤鉄骨造、木造、鉄筋コンクリート造、又はこれらを併用したものとする。

(2) 畜舎・堆肥舎の施設区分

施設区分は、人間の滞在強度により分類されている。

施設区分	対象畜舎（代表例）
I	a 乳牛舎（搾乳牛舎、育成牛舎等） 肉牛舎（繁殖牛舎、育成牛舎、肥育牛舎等） 豚舎（種雌豚舎、肥育豚舎、分娩豚舎等） 採卵鶏舎（育すう舎、育成舎、成鶏舎等） 肉用鶏舎 これらの施設の付属室 その他これらに類する畜舎内滞在強度が著しく小さい施設
	b 堆肥舎 堆肥舎の付属室
II	搾乳舎、生乳処理室 搾乳舎及び生乳処理室に係わる付属室 その他これらに類する畜舎内滞在強度が小さい施設
III	施設区分I及びII以外の畜舎 (付属舎、選卵・包装施設、ふ卵舎等)

注) 家畜排せつ物の切り返し作業をスクープ式、ロータリー式などの機械で自動攪拌する施設や人が入らない密閉型発酵槽等の密閉性の高い施設は、サイロと同様に「貯蔵槽その他これらに類する施設」にあたるとして「工作物」扱いとなり、規制を受けなくなった。なお、このような条件に適合する堆肥舎であっても、高さが8mを超える場合は「準用工作物」となり、確認申請・構造計算が義務づけられている。

3 堆肥舎などの建築についての規制（緩和）の概要

(1) 屋根材料の規制緩和

延べ面積が3,000㎡以下の堆肥舎は、これまでスレートや銅板などの不燃材料しか使用が認められていなかったが、透光性に優れたポリカーボネート板も使用できることとなった。また、延べ面積が1,000㎡以下の場合は、防火上支障のない範囲で、比較的廉価で透明な材料であるポリエステル板、ポリエステルフィルム、フッ素樹脂フィルム等を使用できるようになった。太陽光を通す素材を使用することにより、堆肥の乾燥、温度上昇効果も期待できる。

(2) 積雪荷重の規制緩和

従来の規準では、その地域で最大積雪量（7日間）に耐える構造となっていたが、堆肥舎の屋根傾斜勾配が2/10以上あって、雪が滑りやすい条件が整っていれば、構造強度を600N（ニュートン）/㎡（約60kg/㎡に相当）まで緩和できるとしている。例えば、積雪量を1mで設計している地域でも雪は頻繁に滑落するので、約30cm相当の荷重で構造計算してよいという内容である。

(3) 風荷重の規制緩和

風の強さはその地域で異なるため、従来の規準では、その地域の風の強さを反映した耐風構造であることとしていたが、今回の規制緩和で風荷重は、竜巻やサンダーストームに伴う強風などの不測の事態を考慮して、30m/secの風速に耐えられる構造となっている。

項目	一般建築物	畜舎	堆肥舎
建築基準法		<ul style="list-style-type: none"> ・屋根への不燃材料使用義務 ・外壁への不燃材料使用義務 ・防火壁の設置義務 	<ul style="list-style-type: none"> ・100年に1度の最大積雪量に耐える構造 ・全国一律で100年に1度の風に耐える構造
畜舎設計規準（改正前）	———	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁への不燃材料使用義務の免除 ・防火壁の設置義務の免除 	<ul style="list-style-type: none"> ・その地域で7日間に積もる最大積雪量に耐える構造 ・その地域の風の強さを反映した耐風構造
畜舎設計規準（改正後）	———	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根材料の不燃規制の一部緩和（条件あり） ・積雪荷重 30cm (600N/㎡) ・風荷重 30m/sec

今回の「畜舎設計規準」の改正では、畜舎と堆肥舎を別の施設として区分したこと。堆肥舎の構造については、①屋根材料の不燃規制の一部緩和、②積雪荷重の大幅緩和、③風荷重の大幅緩和、などを認めたことが大きなポイントとなっており、堆肥舎の建設コストは2～3割の削減が可能であろうと期待されている。なお、規制緩和による下限値を示したものであり、堆肥舎を建設する場合は、「畜舎設計規準」の適用範囲について各地方自治体の担当部署に相談して下さい。